

東久留米市立ちゅうおう保育園公私連携型
保育所整備運営事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年10月

東久留米市子ども家庭部保育幼稚園課

目次

第1章 事業及び施設の概要

1 公募について	1
2 定義	1
3 事業概要	1

第2章 参加及び審査・選定

4 参加資格	3
5 実施要領等の配布	4
6 事業者説明会	4
7 参加表明書等の提出	5
8 質問の受付	6
9 企画提案書（事業計画書）の提出	6
10 参加資格審査等	7
11 審査・選定等	7
12 プロポーザルスケジュール	9
13 引継保育以降の業務スケジュール	10

第1章 事業及び施設の概要

1 公募について

東久留米市（以下「市」という。）では、令和8年8月に改訂した「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」に基づき、建設から45年が経過し老朽化した東久留米市立ちゅうおう保育園（以下、「ちゅうおう保育園」という。）について、公私連携型保育所事業運営の移管を行い、加えて民間事業者による建替え等の整備を行うこととしています。

本実施要領は、ちゅうおう保育園がこれまで掲げてきた保育目標、父母会行事、その他保育理念等を大切にしながら、新たに施設整備及び事業運営を行う民間事業者を公募し、プロポーザル方式で選定するものです。

2 定義

この実施要領に記載する用語の定義は、次のとおりです。

(1) 公私連携保育法人

公私連携保育法人とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8第1項に規定する公私連携型保育所の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められる法人であって、その申請により、市が公私連携保育法人として指定した法人。

(2) 公私連携型保育所

公私連携型保育所とは、児童福祉法第56条の8第2項に規定する協定を締結して設置されるものであり、市が設置運営主体である民間事業者（公私連携保育法人）と連携し、土地・建物などを無償又は廉価による貸付とその他の支援を行うとともに適正な運営が行われるよう人員配置や提供する保育及び子育て支援事業に関与しながら運営される保育所のことをいいます。

※土地や建物の「無償」譲渡の無償には、登記の費用や、税金等の費用は含まれません。

3 事業概要

- ・令和11年度に民間事業者がちゅうおう保育園の運営を移管後、既存園舎にて保育所として運営する。
- ・原則として令和14年度に事業者の負担において既存園舎の建て替え工事に着手する。
- ・建て替え期間中に仮設園舎を建てる場合は、既存施設の用地内に整備するか、東久留米市内で公私連携保育法人が用意する近接地に整備する。

※仕様書の4・5において詳細を記載しております。

運営の移管に当たっては、市が設置運営主体である公私連携保育法人と連携し、土地の貸付及び建物の譲渡を行うとともに、適正な運営が行われるよう協定を締結する「公私連携型保育所」に位置づけ、移管を行います。

(1) 整備運営する公私連携型保育所について

ア 開設年月日

令和11年4月1日

イ 定員

3号認定	0歳児（生後57日目～）	9人以上	合計 104人以上
	1歳児	15人以上	
	2歳児	18人以上	
2号認定	3歳児	20人以上	
	4歳児	21人以上	
	5歳児	21人以上	

(2) 現在運営しているちゅうおう保育園の概要

名称	東久留米市立ちゅうおう保育園	所在地	東久留米市中央町一丁目2番4号
最寄駅	西武池袋線「東久留米駅」 下車徒歩11分	建ぺい率	40%、60%
		容積率	80%、200%
建築時期	昭和56年（1981年）	登記地目	畑（現況：宅地）
用途地域	第1種低層住居専用地域 第1種住居地域	敷地面積	2,099.88㎡
接道	幅員4m以上の市道（2211号線）に接している。		
建物構造	鉄筋コンクリート造 地上2階建て 1階：職員室(1)、保健室(1)、保育室(4)、遊戯室(1)、乳児室(1)、サブルーム(1)、調理室(1)、休憩室(1)、倉庫(1)、調乳室(1)、ボイラー室(1)、トイレ 2階：保育室(3)、教材室(1)、トイレ		
利用定員	104名（令和8年度） （0歳9名、1歳15名、2歳18名、3歳20名、4歳21名、5歳21名）		
利用園児数	99名（令和8年4月1日時点） （0歳4名、1歳15名、2歳18名、3歳20名、4歳21名、5歳21名）		

(3) 設備・備品について

ア 耐震性

Is値1.10 耐震性あり

イ 建物・土地の評価額について

事業者説明会参加事業者へ説明予定 ※第2章-6 参照

ウ 施設・備品・什器等について

無償譲渡予定 ※引き渡し前は市側で保育運営に支障がでない範囲の修繕対応を行います。

引き渡し後に不備等発覚した場合は市での負担は出来ません。

第2章 参加及び審査・選定

4 参加資格

参加することができる事業者は、次に掲げる資格要件を全て満たす法人とします。

- (1) 令和8年4月1日時点において、都内または近隣他県での認可保育所、地域型保育事業、幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園（以下「認可保育所等」という。）の運営実績が5年以上ある事業者。
- (2) 児童福祉法第35条第5項第4号及び第58条第1項の規定による認可の取消し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第13条の規定による閉鎖、就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条又は第22条の規定による取消しを受けていないこと。
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第40条又は第52条の規定による確認の取消し又はその全部若しくは一部の効力の停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、東久留米市の競争入札参加資格を有しているもの又は、次に掲げる書類を提出でき、仮協定締結時までに競争入札参加資格を取得できる見込みがあるもの。
 - ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し（発行後3ヶ月以内のもの）
 - イ 財務諸表（直近1年の貸借対照表、損益計算書）の写し
 - ウ 納税証明書（法人税、法人事業税、消費税及び地方税）の写し（発行後3ヶ月以内のもの）
- (6) 令和8年10月1日時点において、東久留米市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年度東久留米市訓令乙第2号）による入札参加除外措置及び東久留米市競争入札参加有資格者指名停止措置基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

ア 参加申込の旨の書類（以下「参加申込書」という。）の提出期限から受託候補者の特定まで。

- （７）東久留米市立ちゅうおう保育園公私連携型保育所整備運営事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員の属する団体ではないこと。
- （８）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- （９）事業者説明会に出席していること。

５ 実施要領等の配布

- （１）配布期間 令和８年１０月７日（水）～１０月２７日（火）
- （２）配布方法 東久留米市ホームページ、保育幼稚園課窓口（土・日及び祝日を除く）
- （３）配布物 東久留米市立ちゅうおう保育園公私連携型保育所整備運営事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び実施要領関連書類一式

６ 事業者説明会

- （１）日時 令和８年１０月１８日（日）３０～４０分程度
※時間帯は個別に別途連絡いたします。
- （２）会場 東久留米市立ちゅうおう保育園（東久留米市中央町１丁目２番４号）で実施要領の説明を行った後、現況等を確認していただきます。
- （３）内容 実施要領の説明及び現地見学
- （４）対象 本プロポーザルに参加を検討する団体（各団体２名以内）
- （５）申込 令和８年１０月７日（水）～１０月１４日（水）に、「事業者説明会参加申込書」【様式７】に必要事項を記入の上、保育幼稚園課宛てへ電子メールで提出してください。なお、電子メールの件名は、「事業者説明会参加申込書」（事業者名）と記載の上、送信してください。
E-mail : hoikuyochien@city.higashikurume.lg.jp
- （６）注意事項 ①事業者説明会は本プロポーザルへの参加資格の要件となりますので、必ず出席をしてください。
②出席の際は、事業者名を特定できる社章等は、身に付けないでください。また、応募者多数の場合、開催時間等を調整させていただく場合があります。

7 参加表明書等の提出

本公募への申込みを希望する事業者は、次により参加表明書等を提出してください。

- (1) 参加表明書【様式1】
 - (2) 法人概要書（法人パンフレット等添付）【様式2】
 - (3) 法人代表者の履歴書【様式3】
 - (4) 法人の理事、監事又は役員の名簿及び賞罰の有無【様式4】
 - (5) 保育所運営に係る収支予算書（令和11年度～13年度）【様式5】
 - (6) 保育所整備に係る資金計画書（残高証明書添付）（令和11年度～13年度）【様式6】
 - (7) 決算報告書（貸借対照表、損益計算書、注記表、事業報告書、資金収支計算書、法人税確定申告書控え及び勘定科目内訳書等）の写し（直近3事業年度分）
 - (8) 内部監査及び外部監査の監査報告書（直近のもの）
 - (9) 納税証明書の写し（法人税、本店所在地の法人都（県）民税及び法人市民税）
 - (10) 定款、寄付行為、会則その他これらに類する書類
 - (11) 過去3年間の正規職員の離職率・求職率がわかる書類
 - (12) 活動実績を記載した書類（認可保育所等を5年以上運営の実績があることを示す資料を含めること）
 - (13) 運営している認可保育所等に関する書類
 - ア 認可保育所等の運営概要がわかる書類
 - イ 保育所指導検査結果（直近2回分）
- ※提出書類の著作権は、応募する事業者に帰属します。事業者の選定結果及び提案内容を公表（情報公開条例に基づき）する場合、その他市が必要と認めるときは、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。

(14) 提出日時

令和8年10月7日（水）～10月27日（火）

※電子データについては、電子メールにて送付してください。

※送付後、保育幼稚園課に届いているか電話で確認してください。

- (15) 提出部数 正本1部、副本1部（正本・副本ともに紙及び電子データが必要）
 - ※「副本」は事業者名や団体名を特定できない状態にしたものです。該当箇所を黒塗り等（データは該当箇所を除く等）してください（以下、(17)ウ参照）。
 - ※電子データを容量の関係でメール送付できない場合は、CD-ROMで紙とデータと一緒に提出してください。
- (16) 提出先 事前に連絡の上、東久留米市役所庁舎2階保育幼稚園課窓口に直接持参及び電子メールにて提出してください。郵送の場合は10月27日に必着としてください。※電子メール送信後、保育幼稚園課に届いているか電話で確認してください。

(17) 提出形式

- ア 書類の順番は、別紙1「東久留米市ちゅうおう保育園公私連携型保育所整備運営事業者応募書類一覧」に記載する順番に綴じてください。
- イ 表紙・目次を付けるとともに、各書類にはページ番号を付け、左綴じとし、書類名（略称可）が分かるように右端にインデックスを添付して、A4判のファイルに綴じてください。
- ウ 正本の表紙のみに事業者名を記載してください。その他の副本（写し）1部は審査資料となりますので、事業者名、代表者氏名、ロゴマーク、固有名詞等、応募者が特定できるような箇所は黒塗りにする（データの場合は該当箇所を消す）等して作成してください。

8 質問の受付

- (1) 受付期間 令和8年10月9日（金）～10月23日（金）
- (2) 提出方法 「公私連携型保育所等に関する質問書」【様式8】を6（5）の電子メールで提出してください。送付後、保育幼稚園課に届いているか電話で確認してください。電子メール以外の方法による質問は受け付けません。なお、電子メールの件名は「公私連携型保育所等に関する質問（事業者名）」と記載の上、送信してください。
- (3) 回答方法 提出された質問に対する回答は令和8年10月30日（金）までに参加資格審査結果通知により、参加を有することを認められた事業者に電子メールにて回答します（なお、回答が遅れる場合は別途連絡します。）。

9 企画提案書（事業計画書）の提出

- (1) 受付期間 令和8年10月30日（金）～11月6日（金）（土、日、祝日除く）
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 提出部数 正本1部、副本1部（正本・副本ともに紙及び電子データが必要）
 - ※「副本」は事業者名や団体名を特定できない状態にしたものです。該当箇所を黒塗り等してください（以下、（5）イ参照）。
 - ※電子データを容量の関係でメール送付できない場合は、CD-ROMで提出してください。
- (4) 提出先 事前に連絡の上、東久留米市役所庁舎2階保育幼稚園課窓口[※]に直接持参及び電子メールにて提出してください。郵送の場合は11月6日に必着としてください。※電子メール送信後、保育幼稚園課に届いているか電話で確認してください。
- (5) 提出形式
 - ア 別紙1「東久留米市ちゅうおう保育園公私連携型保育所整備運営事業者応募書類一覧」に記載する⑦事業計画書【参考様式】を基に作成してください。
 - イ 正本の表紙のみに事業者名を記載してください。その他の副本（写し）は審

査資料となりますので、事業者名、代表者氏名、ロゴマーク、固有名詞等、応募者が特定できるような箇所は黒塗りにする等して作成してください。（データについては該当箇所は消してください。）

10 参加資格審査等

市が設置する審査委員会において参加資格要件をすべて満たしているか審査し、審査の結果、参加資格を有すると通知のあった事業者のみが本プロポーザルに参加することができます。審査結果については、参加表明書を提出したすべての事業者に対し、参加資格審査結果を書面及びメールにて令和8年10月30日（金）までの発出を予定しています。そのため、電話等による問い合わせには応じません。

また、審査結果に疑義がある場合は、通知の日から7日以内（閉庁日を除く。）に書面により結果に対する説明を求めることができ、書面にて回答を行います。

11 審査・選定等

市が設置する審査委員会において事業者からの提案を評価し選定を行います（委員会是非公開）。選定は、審査委員会で定めた選定基準に基づき、評価点の最も高い応募者を第1公私連携保育法人候補者とし、評価点の2番目に高い応募者を第2公私連携保育法人候補者として選定します。なお、審査の結果、同順位となった場合は、委員会における多数決により選定を行います。なお、多数決の結果、同数となった場合は委員長の判断によるものとします。

また、企画提案書を提出した事業者が1者のみの場合でも、当該事業者の第一次審査及び第二次審査を実施し、第一次審査及び第二次審査のそれぞれの得点が60%以上であることが公私連携保育法人候補者（優先交渉権者）の条件とします。

（1）書類審査（第一次審査）

提出された書類について、書類審査を実施します。各委員の採点結果を合計した点数（以下「合計得点」という。）を第一次審査の得点とします。第一次審査に参加した事業者が4者以上となった場合には、第一次審査の合計得点が高い上位3者（複数の事業者が3位となった場合は、委員会における多数決により選定を行う。なお、多数決の結果、同数となった場合は委員長の判断によるものとする。）を第一次審査通過者とします。ただし、第一次審査の合計得点が配点合計（100点×委員数）の60%に満たない場合は第一次審査を通過できないものとします。

※応募者の出席は必要ありません。

（2）プレゼンテーション審査及び実地調査（第二次審査）

第一次審査を通過した事業者によるプレゼンテーションについて審査を行い、第一次審査との合計得点を第二次審査の得点とします。（第一次審査同様の合計得点が6

0%に満たない場合は通過できないものとします。) プレゼンテーションは、企画提案書等に基づき1事業者当たり30分以内で行い、質疑応答は30分程度とします。プレゼンテーションは、本事業の実際に事業に関わり現場を担う者が行うこととします。出席の際は、事業者名を特定できる社章等は、身に付けないでください。また、プレゼンテーション時に使用する資料については、当日追加配布することはできません。なお、パソコンやプロジェクター等の機材を使用し、プレゼンテーションを行ってください。スクリーンについては、保育幼稚園課にて用意したものを使用してください。

ア 日程 令和8年11月30日(月) (予定)

イ 会場 東久留米市役所内会議室(予定)

※詳細は、実地調査を含め別途連絡します。

(3) 実地調査(第二次審査を含む)

日程 令和8年12月17日(木) (予定)

審査委員会による、運営保育施設の実地調査(現地視察)を実施します。

(4) 審査基準

審査項目及び配点等は、別紙2「東久留米市立ちゅうおう保育園公私連携型保育所整備運営事業者選定に係る公募型プロポーザル審査基準書」のとおりです。

(5) 審査結果

審査結果は、全ての応募事業者へ文書で通知するとともに、市のホームページで結果を公表します。公表時には第1公私連携保育法人候補者と採点結果(第1公私連携保育法人候補者以外の採点結果は事業者が特定できない形式)を公表します。

(6) 再公募

審査の結果、選定基準を満たす事業者がない場合は、該当なしとして、改めて公募を行う予定です。また、企画提案書を提出した事業者が1者のみの場合でも、当該事業者の第一次審査及び第二次審査を実施し、第一次審査及び第二次審査のそれぞれの得点が60%以上であることが公私連携保育所法人候補者(優先交渉権者)の条件とします。

(7) 連携保育法人候補者の取消

第1公私連携保育法人候補者として選定した事業者が、次に掲げる事項のいずれかに該当することになった場合は、候補を取り消すことがあります。この場合、選定時における次点者と協議を行うものとします。

ア 本市と公私連携保育法人候補者(優先交渉権者)との協議が合意に達しない場合。

イ 公私連携保育法人候補者(優先交渉権者)の責めに帰する理由により、長期に渡り本市との協議が行われない場合。

ウ 公私連携保育法人候補者(優先交渉権者)が、参加資格要件を満たさなくなっ

た場合。

エ その他、本市が公私連携保育法人候補者（優先交渉権者）を契約の相手として適切でないと判断する相当の理由が生じた場合。

（８）情報公開

プロポーザル方式の選定手続の公正性と透明性を確保するため、選定の過程や審査結果の情報は、原則として開示されるべきものとなります。

このため、東久留米市情報公開条例に基づく開示請求があったときは、プロポーザルに参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査結果等）等を本市が開示できるものとなります。

12 プロポーザルスケジュール

内容	日程（予定）
①実施要領等の配布期間	令和８年１０月７日（水）～１０月２７日（火）
②事業者説明会参加受付期間	令和８年１０月７日（水）～１０月１４日（水）
③事業者説明会	令和８年１０月１８日（日）
④参加表明書提出期間	令和８年１０月７日（水）～１０月２７日（火）
⑤参加資格審査結果発出	令和８年１０月３０日（金）（予定）
⑥質問受付期間	令和８年１０月９日（金）～１０月２３日（金）
⑦質問回答期限	令和８年１０月３０日（金）（予定）
⑧事業計画書提出期間	令和８年１０月３０日（金）～１１月６日（金）
⑨第一次審査（書類審査）	令和８年１１月中旬
⑩第一次審査（書類審査）結果通知発出 及び第二次審査開催通知発出	令和８年１１月２４日（火）（予定）
⑪第二次審査（プレゼンテーション）	令和８年１１月３０日（月）（予定） ※第一次審査結果通知書内に詳細を記載します。
⑫第二次審査（実地調査）	令和８年１２月１７日（木）（予定）
⑬審査結果通知書の発出及び審査結果公表 （市ホームページ）	令和８年１２月２８日（月）（予定）
⑭仮協定締結の協議	令和９年３月末まで

※土地貸与・建物譲渡は議会の議決を得ることが要件。

※本協定締結においては、上記土地貸与・建物譲渡に係る議会の議決を得ることが要件。

13 引継保育以降の業務スケジュール

内容	日程（予定）
①引継保育・合同保育の実施	令和10年4月～令和11年3月
②土地使用貸借契約締結	令和11年4月1日～
③公私連携型保育所へ移行	令和11年4月1日
・原則として令和14年度に事業者の負担において既存園舎の建て替え工事に着手	
・令和16年4月から新園舎で運営開始	

※仕様書の4・5において詳細を記載。

※なお、本スケジュールは、実施要領配布時点での予定であるため、今後の進捗状況などにより予告なく変更する場合がある。

<問合せ先>

東久留米市本町三丁目3番1号 東久留米市子ども家庭部保育幼稚園課

TEL 042-470-7745

E-mail : hoikuyochien@city.higashikurume.lg.jp